

令和3年度 第1回瀬戸市固定資産評価審査委員会

令和3年7月26日(月)

午前10時から

瀬戸市役所 4階 大会議室

議 題

- 1 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について(資料1)
- 2 固定資産評価審査申出の状況について(資料2)
- 3 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について(資料3)
- 4 委員長・合議体・審査長について(資料4)
  - (1) 委員長の選出
  - (2) 委員長職務代理者の指名
  - (3) 合議体の指定等
- 5 押印廃止に係る固定資産評価審査委員会条例及び規定の一部改正について
- 6 その他

## <資料 1>

### 令和3年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果

縦覧期間 令和3年4月1日(木)～令和3年5月10日(月)

縦覧会場 庁舎3階 税務課 4番窓口

#### 1 来庁人数

38名

#### 2 種別

縦覧のみ	12名
閲覧のみ	21名
縦覧及び閲覧	5名
合計	38名

#### 3 資産別

合計			
67件			
縦覧		閲覧	
24件		43件	
土地	16件	土地	25件
家屋	8件	家屋	17件
		償却資産	1件

《参考》過去の結果

	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
来庁人数	38名	46名	73名	66名	62名

令和3年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	12名
	閲覧	21名
	縦覧及び閲覧	5名
	合計	38名

令和2年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	15名
	閲覧	27名
	縦覧及び閲覧	4名
	合計	46名

平成31年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	12名
	閲覧	53名
	縦覧及び閲覧	8名
	合計	73名

平成30年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	3名
	閲覧	58名
	縦覧及び閲覧	5名
	合計	66名

平成29年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	11名
	閲覧	48名
	縦覧及び閲覧	3名
	合計	62名

## 令和 3 年度固定資産評価審査申出の状況

### 1 令和 3 年度の審査申出期間（地方税法第 4 3 2 条）

◎公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで  
令和 3 年 4 月 1 日（木） から 令和 3 年 7 月 1 6 日（金）まで

・ 公示の日：

令和 3 年 4 月 1 日

・ 納税通知書発送日：

令和 3 年 4 月 1 2 日（月）

・ 納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日（評価庁調査）：

到達する日を最大 7 日（今回は 5 日）として令和 3 年 7 月 1 6 日（金）

### 2 審査申出件数

年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度 （評価替）	平成 29 年度
土地	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
家屋	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
償却資 産	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件

### 3 審査結果

年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度 （評価替）	平成 29 年度
却下 （不受理）	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
全部認容	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
一部認容	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
棄却	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
却下	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件

## <資料3>

### ○瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成17年3月25日

条例第1号

改正 平成27年12月25日条例第31号

平成28年3月31日条例第3号

平成28年3月31日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年10月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分等の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(11) その他市長が必要と認める事項

(平27条例31・平28条例4・一部改正)

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年10月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(平28条例3・一部改正)

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 広報せとに掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(3) その他市長が適当と認める方法

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の規定、第4条の規定による改正前の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の瀬戸市個人情報保護条例の規定、第6条の規定による改正前の瀬戸市情報公開条例の規定及び第7条の規定による瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

3 第7条の規定による改正後の瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により公平委員会が平成27年度における業務の状況を報告する場合における新条例第5条の規定の適用については、同条第2号中「審査請求」とあるのは、「不服申立て」とする。

附 則(平成28年3月31日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の規定により任命権者が平成27年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における新条例第3条の規定の適用については、同条第2号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第8号の規定は、適用しない。

(案)

3 瀬 固 審 委 第 号  
令 和 3 年 月 日

瀬 戸 市 長 伊 藤 保 徳 殿

瀬 戸 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会  
委 員 長

瀬 戸 市 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 報 告  
に つ い て ( 報 告 )

瀬 戸 市 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表 に 関 す る 条 例 ( 平 成 1 7 年 瀬 戸 市  
条 例 第 1 号 ) 第 2 条 に 基 づ く 令 和 2 年 度 に お け る 瀬 戸 市 固 定 資 産 評 価 審 査  
委 員 会 事 務 局 の 人 事 行 政 の 運 営 の 状 況 に つ い て 、 別 紙 の と お り 報 告 し ま す 。



(案)

**令和2年度瀬戸市固定資産評価審査委員会事務局の人事行政の運営の状況（条例第2条）**

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況  
書記4人  
(書記は、瀬戸市監査委員事務局職員を併任)
- 2 職員の人事評価の状況  
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 3 職員の給与の状況  
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況  
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 5 職員の休業の状況  
なし
- 6 職員の分限及び懲戒処分の状況  
なし
- 7 職員のサービスの状況  
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 8 職員の退職管理の状況  
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 9 職員の研修の状況  
なし
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況  
瀬戸市一般行政職員に同じ

## 1 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例（抄）

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。
- 6 委員長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 2 地方税法（抄）

（合議体）

第428条 固定資産評価審査委員会は、委員のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者3人をもって構成する合議体で、審査の申出の事件を取り扱う。

- 2 前項の合議体を構成する者のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者1人を審査長とする。
- 3 第1項の合議体は、当該合議体を構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 4 第1項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

## 固定資産評価審査委員会 合議体別名簿

役職名	氏名	第1合議体（主に家屋）			第2合議体（主に土地）			備考
		氏名	当初任命 年月日	任期満了 年月日	氏名	当初任命 年月日	任期満了 年月日	
委員長								
委員長 職務代理者								
審査長		加藤 和守	H27. 4. 1	R3. 3. 31	伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R4. 12. 20	
審査長 代理		竹本 弘司	R1. 10. 1	R4. 9. 30	瀧本 友子	H29. 1. 20	R5. 1. 19	
委員		加藤 繁紀	H14. 1. 22	R5. 1. 21	鈴木 洋子	R1. 10. 1	R4. 9. 30	

次期委員長任期 R2. 7. 30～R3. 7. 29（1年）